

ここが  
変わります！

### 高額医療費の 自己負担限度額

1カ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されますが、その自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成 18 年 9 月 30 日まで

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	40,200 円	72,300 円 + (医療費の 1%) 《40,200 円》
一 般	12,000 円	40,200 円
低所得者	8,000 円	24,600 円
低所得者 (年金収入 65 万円以下等)	8,000 円	15,000 円

平成 18 年 10 月 1 日から

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円 + (医療費の 1%) 《44,400 円》
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者	8,000 円	24,600 円
低所得者 (年金収入 80 万円以下等)	8,000 円	15,000 円

現役並み所得者はいずれも課税所得 145 万円以上の人

《 》は過去 12 カ月の間に高額医療費の支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額月の 1 日から末日までの受診について計算

### 税制改正 に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しや老年者控除の廃止に伴う経過措置により、次のいずれかに当てはまる人については「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。  
対象になると思われる人には、お知らせを送っております。

課税所得	145 万円以上 213 万円未満	
収入の合計金額 申請が必要	1 人世帯	383 万円以上 484 万円未満
	2 人以上世帯	520 万円以上 621 万円未満



### 老年者に係る住民税非課税措置の廃止 に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については、「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得者」を適用します。

#### 対象となる人

住民税課税者が合計所得金額 125 万円以下の平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者



問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

## 70 歳以上の国民健康保険被保険者 老人保健で医療を受ける皆さんへ

平成 18 年  
8 月から

公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止・老年者に係る住民税非課税措置の廃止などさまざまな税制改正により、平成 18 年 8 月から所得区分の判定基準が見直されます。これに伴い、所得区分が上がる人のために経過措置がとられます。さらに平成 18 年 10 月から法改正により、お医者さんにかかるときの自己負担が見直されます。

### 所得区分の 判定基準

所得区分に応じて自己負担割合などが異なります。その所得区分を判定する基準が変わりました。

平成 18 年 8 月 1 日から

所得区分	判定基準					
一 般	現役並み所得者、低所得者 ・ のいずれにも当てはまらない人					
現役並み 所得者	<p><b>70 歳以上の国民健康保険被保険者の場合</b> 70 歳以上の国保被保険者と老人保健で医療を受ける国保被保険者のうち、1 人でも一定の所得(課税所得が 145 万円)以上の人が同一世帯にいる人</p> <p><b>老人保健で医療を受ける場合</b> 70 歳以上の人と老人保健で医療を受ける人のうち、1 人でも一定の所得(課税所得が 145 万円)以上の人が同一世帯にいる人</p> <p>ただし、70 歳以上の国保被保険者の場合は 70 歳以上の国保被保険者と老人保健で医療を受ける国保被保険者、老人保健で医療を受ける場合は 70 歳以上の人と老人保健で医療を受ける人の収入の合計が下記の場合、申請により「一般」の区分になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 人世帯</td> <td>383 万円未満</td> <td rowspan="2">ここが 変わります！</td> </tr> <tr> <td>2 人以上世帯</td> <td>520 万円未満</td> </tr> </table>	1 人世帯	383 万円未満	ここが 変わります！	2 人以上世帯	520 万円未満
1 人世帯	383 万円未満	ここが 変わります！				
2 人以上世帯	520 万円未満					
低所得者	同一世帯全員が住民税非課税の人(低所得者 以外の人)					
低所得者	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が、必要経費・控除を差し引いたときに 0 円になる人 年収例：単身世帯で年金収入のみの場合 80 万円以下					



平成 18 年  
10 月から

### 医療機関にかかるときの 自己負担

現役並みの所得のある人(課税所得 145 万円以上の人)の医療機関へ支払う自己負担割合が 3 割に引き上げられます。

平成 18 年 9 月 30 日まで 2 割

平成 18 年 10 月 1 日から 3 割

# 所得区分の 判定基準が 変わります